

事 務 連 絡
令和 7 年 10 月 17 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

国民健康保険の保険料（税）を滞納している世帯主等に対する措置
に関連する取扱いについて（周知）

国民健康保険制度の円滑な運営につきましては、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）による国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の改正により、国民健康保険料（税）を滞納している世帯主等（以下「保険料滞納世帯主等」という。）に対し、被保険者証の返還を求めた上で、被保険者資格証明書を交付する仕組みが廃止されたことに伴う保険料滞納世帯主等に対する措置については、「国民健康保険の保険料（税）を滞納している世帯主等に対する措置の取扱いについて」（令和 6 年 9 月 20 日付け保国発 0920 第 1 号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）等により、その取扱いをお示ししてきたところです。

これに関連して、特別療養費の支給対象である被保険者において医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申し出が行われた場合の対応については、従前の別添の取扱いと同様であり、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の判断により、特別療養費を支給する旨の記載のない、通常よりも有効期限の短い資格確認書を交付すること等により、特別療養費の支給に代えて療養の給付等を行うことができるものですので、この取扱いについて改めて御了知いただくとともに、貴管内の市町村及び国民健康保険組合への周知をお願いいたします。

事 務 連 絡
平成21年1月20日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

被保険者資格証明書に係る政府答弁書について

国民健康保険の運営につきましては、格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）の運用につきましては、「被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について」（平成20年10月30日付け保国発第1030001号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知・雇児総発第1030001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知。以下「資格証通知」という。）等により取り扱われているところです。

本日、別添のとおり、「参議院議員小池晃君提出国民健康保険被保険者等に対する必要な医療の確保に関する質問に対する答弁書」（以下「答弁書」という。）が閣議決定されたところですが、その内容及び留意点を下記のとおりとりまとめましたので、その内容を御了知いただくとともに、貴管内保険者等への周知等、特段の御配慮をお願いいたします。

記

1. 答弁の趣旨について

資格証通知の考え方は、世帯主が市町村の窓口において、当該世帯に属する被保険者が医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申し出（以下「窓口での申し出」という。）を行った場合には、当該世帯主は保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況にあると考えられることから、緊急的な対応として、当該世帯に属する被保険者に対して短期被保険者証を交付することができることとするものであり、窓口での申し出がなされた場合には、市町村の判断により、短期被保険者証を交付することができるものである。

2. 窓口での申し出に対する対応について

1の答弁の趣旨は資格証明書の運用に係るこれまでの考え方を変更するものではなく、子ども以外の者について窓口での申し出がなされた場合には、資格証明書が納付相談の機会を確保することが目的であることにかんがみ、資格証通知の考え方も踏まえ、短期被保険者証の交付の必要性を判断するものであること。

緊急的な対応として短期被保険者証を交付した場合には、当該短期被保険者証の有効期間内において保険料を納付することのできない特別の事情の有無を精査し、特別の事情が認められない場合については、改めて資格証明書を交付すること。また、当該世帯について再度窓口での申し出があった際は、前回の精査の結果も踏まえ特別の事情の有無を判断するものであること。

なお、悪質な滞納者については、従前どおり、滞納処分も含めた収納対策の厳正な実施に努めること。

参議院議員小池晃君提出国民健康保険被保険者等に対する必要な医療の確保に関する質問に対する答

弁書

一について

御指摘の通知は、特に子供のいる世帯について、資格証明書の交付に際しての留意点を示したものであるが、その基本的な考え方は、世帯主が市町村の窓口において、当該世帯に属する被保険者が医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申出を行った場合には、当該世帯主は保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況にあると考えられることから、緊急的な対応として、当該世帯に属する被保険者に対して短期被保険者証を交付することができることとするものであり、世帯主がこのような状況にあるのであれば、市町村の判断により、当該世帯に属する被保険者に対して短期被保険者証を交付することができるものである。

二から四までについて

御指摘のような申出がなされた場合には、市町村において、一について述べた考え方も踏まえ、被保険者証の交付又は返還請求の是非を判断すべきものである。

国民健康保険被保険者等に対する必要な医療の確保に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年一月八日

小池 晃

参議院議長 江田 五月 殿

国民健康保険被保険者等に対する必要な医療の確保に関する質問主意書

国民健康保険の被保険者証の取り上げによつて重症でも医療機関にかかれず、手遅れになるといった悲劇が日本全国で起こっている。また滞納分を納めなければ被保険者証の交付を一切認めないという対応をしている自治体も多く、被保険者証交付を依頼したにもかかわらず交付されないため、自己負担が支払えず体に異常を感じても病院にかかることができなくなり、病状が悪化して病院に担ぎ込まれたときには余命一年を宣告されたという事例も生まれている。

病気や失業・倒産などで「払えない」人からも、保険証を取り上げられているのが実態であり、厚生労働省保険局長も参議院厚生労働委員会で、「市町村によつては一律、機械的な運用がなされている懸念もある」（二〇〇八年十二月四日）と言わざるを得ない状況にある。国民健康保険行政が国民の命を奪うことになつており、保険証取り上げはただちに止めるべきである。

一方で、厚生労働省保険局国民健康保険課長及び同省雇用均等・児童家庭局総務課長の連名で出された「被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について」（二〇〇八年十月三十日付け保国発第一〇三〇〇〇一号・雇児総発第一〇三〇〇〇一号。以下「留意事項通知」という。）の「緊急的な対応としての短期被

保険者証の発行」の中で、「世帯主が市町村の窓口において、子どもが医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申し出を行った場合には、保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況であると考えられること、資格証明書が納付相談の機会を確保することが目的であることにかんがみ、緊急的な対応として、その世帯に属する被保険者に対して、速やかな短期被保険者証の交付に努めること」とされている。

国民健康保険の被保険者等の必要な医療を確保するため現行制度の下で必要な手だてを取ることが求められており、その観点から、以下質問する。

一 留意事項通知の引用部分は「子どもが医療を受ける必要が生じ」と「子ども」に限定しているようにもみえるが、ここで示された考え方は「子ども」に限定されたものなのか。

二 世帯主が市町村の窓口において、当該世帯に属する者が医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申し出を行った場合には、保険料を納付することができない特別な事情に準ずるとして留意事項通知に示された解釈に従って国民健康保険被保険者証の交付を行うべきではないのか。

三 留意事項通知について舛添要一厚生労働大臣は参議院決算委員会において「(医療費の)一時払いが困難であるという申出さえあれば結構で、医療の必要性という要件は必要ではありません」(二〇〇八年十一月十七日)と答弁している。また水田邦雄厚生労働省保険局長は同委員会で留意事項通知という緊急対応について滞納保険料納付は必要ない旨答弁している。

留意事項通知は国民健康保険法第九条第三項(及び国民健康保険法施行令第一条)に規定する「特別の事情」についての考え方を示したものである。留意事項通知やそれに関する厚生労働大臣などの答弁を踏まえると、国民健康保険料(税)の滞納が一年をこえた世帯について、当該世帯に属する者が糖尿病の治療を継続しているなど医療を受ける必要が現に生じており、かつ、医療機関に対する医療費一時払いが困難である旨の申し出を行った場合には保険料の納付ができない特別な事情に準ずる状態にあるので国民健康保険被保険者証の返還を求めることはできないのではないか。

四 少なくとも前記三のような場合には国民健康保険被保険者証の返還を求めるべきではないのではないのか。

右質問する。